

消費者だより

2023年7月号

海産物の電話勧誘販売・ 送り付けトラブルが増えています

カニなどの海産物の電話勧誘販売や送り付けトラブルに関する相談が急増しています。

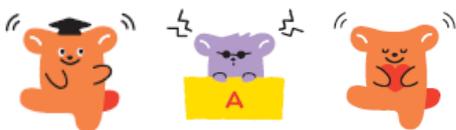
■事例

販売業者から「新型コロナウイルスの影響で海産物が売れずに困っている。過去に利用した方に電話で詰め合せ1万9,800円の購入をお願いしている」と電話があった。聞き覚えのある会社だったため承諾し、商品は代引配達で届けられることになった。しかし、実際は契約したことのない会社であったため、商品を受け取りたくない。断りたいが販売業者に電話が繋がらない。どのようにしたらよいか。

■消費者へのアドバイス

- ・事業者は消費者の親切心や同情心につけ込み、断りにくい状況で契約を迫ります。勧誘の電話では、相手と話し込まずにきっぱりと断り、電話を切りましょう。
- ・事業者からの勧誘電話で契約したときは、クーリング・オフができます。特定商取引法に定める書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフを行うことが可能です。
- ・電話で海産物の購入を承諾していないのに、一方的に商品を送り付けるケースがあります。送り主の名称や所在地などの事業者情報を控え、受け取りを拒否して代金を支払わないようにしてください。

トラブルにあったときは、すぐに消費生活センターに相談してください。



千代田区消費生活センター

☎ 03-5211-4314 (相談専用)

月曜日～金曜日 9時00分～16時30分

(祝日、年末年始を除く)